

# 別所憲法9条の会 たより

2024年8月 号外



暑い日がつづくなか、夕方にはもう秋の虫の音が聞こえてびっくり。いかがお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。8月の例会はお休みします。次回の例会は9/30(月)です。『たより8月号』の代わりに、以下の二点をこの号外にしてお届けします。

1) 改憲案の緊急事態条項について（おもて面）

2) 『夏の懇親会』8/24(土)に開催します！！（うら面）

止めよう！  
改憲発議

日米同盟の強化を進め、外国との武器の共同生産、その輸出を進める岸田政権。岸田首相は今月7日に自民党憲法改正実現本部の会合にて次のように改憲前のめりの考えを示しました。『改憲史上初の国民投票にかけるとしたら緊急事態条項と合わせて自衛隊明記を含め、国民の判断をいただくことが重要』と。改憲議論を加速させようとしています。【緊急事態条項】の危険性を今一度考え、私たちにできることを小さな事からでも進めましょう。

緊急事態条項ってなに～！？

以下、原文はせやろがいおじさんの動画

「緊急事態条項」は政権与党である自民党が進めたがっている改憲4項目のひとつです。

今の憲法では、国会で可決されなければ法律は作れないけれど、緊急事態条項ができたら、総理大臣が『緊急事態だ！』と宣言して、法律を決める時間がないと国会で認められた時には内閣が法律と同じ力を持つ政令を国会を通さずに出せるようになります。

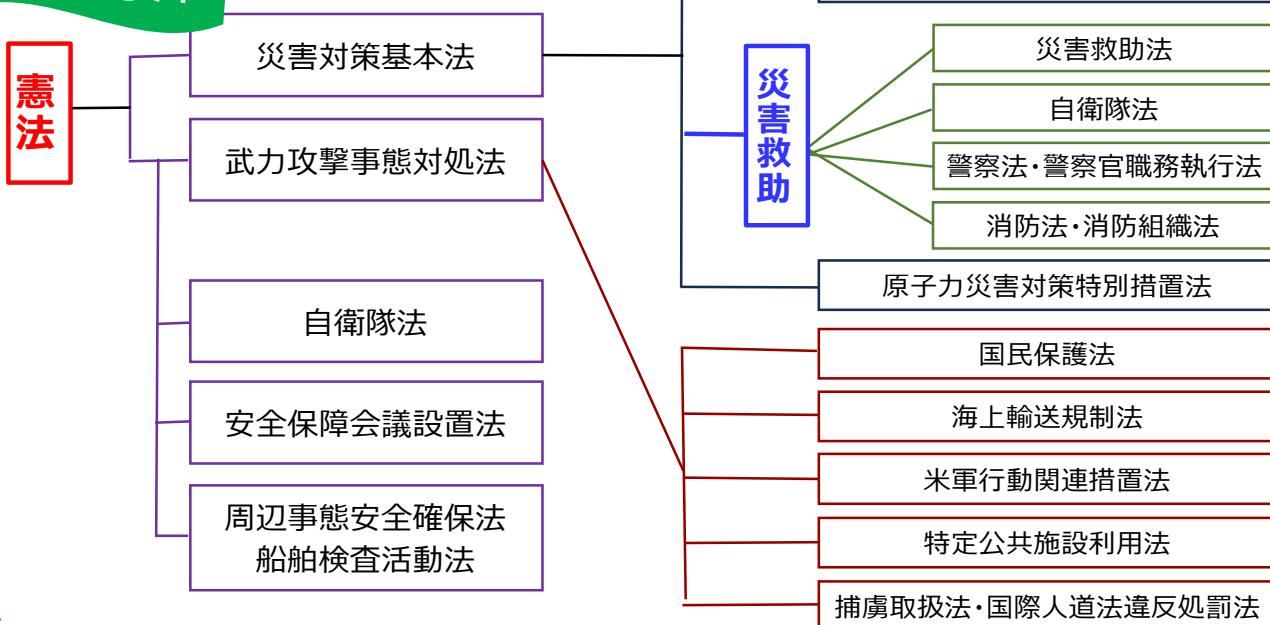
しかも、個人が持っている権利、財産権や営業の自由や移動の自由といった、いわゆる私権を制限するような強い政令が出せるようになります。つまり、緊急事態条項は、緊急時に政府に独裁権を認める規定です。

そのほかにも、国会の承認を得ないで財政支出を行なったり、選挙を停止して権力をずっと維持できるようになるなど、強力な権限が与えられます。それにもかかわらず、緊急事態の発動条件は極めてあいまいで、国会の承認も事後で良いというわけです。強力な権限を簡単な手続きでサクッと出せる（=権限を行使できる）ようになるということです。つまり、国会は無視、政府の思いのまま！

【緊急事態条項】がなかったせいで、東日本大震災のとき、緊急車両の通行の妨げになっていた自家用車を移動させることができなかつたとか、コロナ緊急事態宣言のときに社会のロックダウンができなかつたと言って、不満を唱えている人たちがいます。

でも、【緊急事態条項】を憲法に入れなくても、緊急事態に対処するための必要な法律は、現時点でもこんなにたくさんあります。現行法を改正すれば十分対応できます。具体的に考えてみてください。

この図を見て！



8月は懇親会を開きます！ どなたさまも大歓迎！  
ぜひぜひお越しください。お待ちしております。



日 時

8月24日(土) 12:45~15:30

会 場

Nシティ東自治会館 別称「ハーモニーホール」 洋室

地図を参照ください。会場がわからない場合、  
関までご連絡ください。

内 容

皆でワイワイと飲み、食べておしゃべりしましょう！

参 加 費

1,500円

食べ物、冷たい飲み物を用意いたします。

Nシティ東自治会館  
八王子市別所1-116

京王堀之内駅方面

バス停  
別所一丁目

ファミマ

バス停  
松木中学校

ハーモニーホール



南大沢駅方面

駅から徒歩で

京王堀之内駅 OR 南大沢駅  
どちらの駅からも 1.5km

駅からバスで

京王堀之内駅で乗車  
南大沢駅行きバス【堀03】  
5番のりば  
毎時 00分 30分発 (乗車4分)  
<松木中学校>下車 200円  
ハーモニーホールまで徒歩7分

-----  
南大沢駅で乗車  
京王堀之内駅行きバス【堀03】  
2番のりば  
毎時 10分 40分発 (乗車9分)  
<別所一丁目>下車 270円  
ハーモニーホールまで徒歩5分



別所憲法9条の会ホームページ <https://bessho9.info/>

